筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例施行規則

昭和 56 年 11 月 1 日
規則第 15 号

改正　昭和57年11月15日規則第４号　平成２年５月19日規則第７号
平成４年６月30日規則第３号　平成８年４月１日規則第５号
平成11年７月21日規則第10号　平成17年11月１日規則第13号
平成19年３月29日規則第２号　平成24年11月30日規則第８号
平成26年11月26日規則第４号　平成28年６月17日規則第５号
平成30年３月８日規則第４号　平成30年11月16日規則第７号
令和元年７月16日規則第３号　令和３年３月５日規則第１号
令和３年３月11日規則第２号　令和３年12月27日規則第９号

（趣旨）

第１条　この規則は、筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和 48 年組合条例第７号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（立入検査証票）

第２条　消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第４条第２項、第 16 条の５第３項又は第 34 条第２項の規定により、消防職員が関係者に示さなければならない証票は、様式第１号とする。

（火災に関する警報）

第３条　法第 22 条第３項の規定による火災に関する警報（以下「火災警報」という。）は、気象条件が次の各号の一に該当し、かつ、これを必要と認めたときに発令する。

（１）　実効湿度 60％以下及び最低湿度 40％以下で、風速が毎秒７メートル以上又はこれを超える見込みのとき。

（２）　平均風速毎秒 10 メートル以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき。

（火災通報場所）

第４条　法第 24 条第１項の規定により火災を発見した者は、直ちに電話その他の方法により、消防本部、消防署、分署又は消防署の出張所に通報しなければならない。

（火災予防上安全な距離）

第５条　条例第３条第１項第１号（条例第５条第２項、第７条第２項及び第８条において準用する場合を含む。）に規定する火災予防上安全な距離は、別表１のとおりとする。

２　条例第 18 条第１項第１号（条例第 19 条第２項、第 20 条第２項、第 21 条第２項及び第 22 条において準用する場合を含む。）に規定する火災予防上安全な距離は、別表２のとおりとする。

（液体燃料を使用する設備及び器具の点検及び整備）

第６条　条例第３条第２項第３号（第３条の２第１号、第３条の３第２項、第４条第２項、第５条第２項、第６条第２項、第７条第２項、第７条の２第２項、第８条、第８条の２及び第９条の２第２項並びに第 18 条第１項第 13 号の規定において準用する場合を含む。）の規定により炉等の点検及び整備を行う場合は、告示で定める者にこれを行わせなければならない。

（電気を使用する設備及び器具の点検及び整備）

第６条の２　条例第 11 条第１項第９号（第 11 条第３項、第 12 条第２項及び第３項、第 13 条第２項及び第４項、第 14 条第２項及び第 15 条第２項並びに第 16 条第２項の規定において準用する場合を含む。）の規定により変電設備等の点検及び整備を行う場合は、告示で定める者にこれを行わせなければならない。

（変電設備の保有距離）

第７条　条例第 11 条第１項第３号ただし書に規定する空間の保有距離は、別表３のとおりとする。

（換気、点検及び整備に支障のない距離）

第７条の２　条例第 11 条第１項第３号の２に規定する換気、点検及び整備に支障のない距離とは、別表３の２とする。

（標識の規格）

第８条　条例第８条の３第１項及び第３項、第 11 条第１項第５号及び第３項、第 11 条の２第２項、第 12 条第２項及び第３項、第 13 条第２項及び第４項、第 17 条第３号、第 23 条第２項及び第３項、第 31 条の２第２項第１号、第 33 条第１項第１号ロ及び第３項、第 34 条第２項第１号及び第 39 条第４号に規定する標識又は表示板は、別表４のとおりとする。

２　条例第 31 条の２第２項第１号（第 33 条第３項の規定により準用する場合を含む。）及び第 34 条第２項第１号の規定により設ける掲示板には、次表の左欄に掲げる危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第３に定める数量（以下「指定数量」という。）の５分の１以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）、可燃性液体類等又は綿花類等の性状に応じ、それぞれ次表右欄に掲げる事項を記載するものとし、それぞれの掲示板の様式は別表５に定めるとおりとする。

少量危険物・可燃性液体類等又は綿花類等の性状等	防火上の記載事項
アルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は禁水性物品	禁水
第２類の危険物（引火性固体を除く。）	火気注意
第２類の危険物のうち引火性固体・自然発火性物品・第４類の危険物・第５類の危険物又は可燃性液体類等	火気厳禁
綿花類等	火気注意・整理整頓

（危険物品等）

第９条　条例第 23 条第１項に規定する消防長が指定する場所に持ち込んではならない火災予防上危険な物品は、次の各号に掲げるものとする。ただし、通常携帯するもので軽易なものは、この限りでない。

（１）　法別表に掲げる危険物及び危険物の規制に関する政令別表第４に掲げる指定可燃物

（２）　一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第２条第１号に掲げる可燃性ガス

（３）　火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第２条第１項に掲げる火薬類及びがん具用煙火

（４）　マッチ

２　条例第 23 条第１項ただし書の規定により、裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込もうとするときは、喫煙・裸火使用・危険物品持込申請書（様式第２号）を消防長に提出し、承認を受けなければならない。

（たき火の措置）

第 10 条　条例第 25 条第２項に規定する火災予防上必要な措置とは、消火準備のほか、次の各号に定めるものとする。

（１）　燃料の性質に応じ、火の粉が飛散するおそれのある場合は監視人を置くか、又は不燃性の容器等の中で燃やすこと。

（２）　たき火終了後に完全に消火すること。

（がん具用煙火を消費してはならない場所）

第 11 条　条例第 26 条第１項に規定する火災予防上支障のある場所とは、次の各号に定めるものとする。

（１）　引火性又は可燃性の物品を貯蔵し、又は取り扱っている場所及びその付近

（２）　強風時又は異常乾燥時における木造家屋の密集している場所及びその付近

（３） 火の粉若しくは火花が落下し、又は飛散する地点に可燃性の物品がある場所

（安全装置）

第 12 条　条例第 31 条の２第２項第５号及び第 31 条の４第２項第４号（条例第 31 条の５において準用する場合を含む。）の規定による安全装置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、第４号に掲げるものは、危険物の性質により安全弁の作動が困難である加圧設備に限って用いることができる。

（１） 自動的に圧力の上昇を停止させる装置

（２） 減圧弁でその減圧側に安全弁を取り付けたもの

（３） 警報装置で安全弁を併用したもの

（４） 破壊板

（通気管）

第 13 条　条例第 31 条の４第２項第４号（条例第 31 条の５において準用する場合を含む。）の規定による通気管は無弁通気管又は大気弁付通気管とし、その構造は、それぞれ次の各号のとおりとする。

（１） 無弁通気管

イ　直径は、20 ミリメートル以上であること。

ロ　先端は、屋外にあっては地上２メートル以上の高さとし、かつ、水平より下に 45 度以上曲げ、雨水の浸入を防ぐ構造とするとともに建築物の窓、出入口等の開口部から１メートル以上離すこと。

（２） 大気弁付通気管

水高圧力 100 ミリメートル以下の圧力差で作動できるものであること。

（防護枠）

第 14 条　条例第 31 条の６第２項第８号の規定による附属装置の損傷を防止するための構造は、次のとおりとする。

（１） 厚さ 2.3 ミリメートル以上の鋼板で山形又はこれと同等以上の強度を有する形状に作り、附属装置の周囲に設けること。

（２） 頂部は、附属装置より 20 ミリメートル以上高くすること。ただし、当該高さを確保した場合と同等以上に附属装置を保護することができる装置を講じたときは、この限りでない。

（流出止め）

第 15 条　条例第 31 条の４第２項第 10 号に規定する流出を防止するための有効な措置は、次に掲げるとおりとする。

（１） タンクの周囲に、タンクの容量と同量以上の危険物を収容できる鉄筋コンクリート等で造られた流出止めが設けられていること。ただし、100 リツトル未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの周囲に設けるものにあっては、この限りでない。

（２） ２基以上の周囲に設けられる流出止めは、当該タンクのうちその容量が最大であるタンクの容量と同量以上の危険物を収容できるものであること。

（３） 前２号の流出止めは、タンク側板から 0.5 メートル以上の距離を隔てて設けること。

（４） 第１号及び第２号の流出止めに、当該流出止めを貫通して配管しないこと。

２　前項に掲げるもののほか、タンク室以外の部分への流出を防止するための有効な措置は、次のとおりとする。

（１） タンク室のしきいを高くする等の流出止めが設けられていること。

（２） タンク室の床、周囲の壁及びしきい等がコンクリート、モルタル等で造られ、又は覆われていること。

（基準の特例の適用申請）

第 15 条の２　条例第 34 条の３の規定により基準の特例の適用を受けようとするときは、少量危険物・指定可燃物等特例適用申請書（様式第２号の２）を消防長に提出し、承認を受けなければならない。

（指定催しの指定通知）

第15条の３　消防長が条例第42条の２第３項の規定により行う指定催しを指定した旨の通知は、指定催しの指定通知書（様式第２号の３）により行うものとする。

（火災予防上必要な業務に関する計画の提出）

第15条の４　条例第42条の３第２項の規定により行う火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書（様式第２号の４）により行わなければならない。

（防火対象物の使用開始の届出等）

第16条　条例第43条の規定による届出は、防火対象物使用開始届出書（様式第３号の(イ)、(ロ)）及び防火対象物棟別概要追加書類（様式第３号の(ハ)）により行わなければならない。

２　前項に規定する届出を行った後、増築、改築又は設備の変更があったときは、同項の例により届出を行わなければならない。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第17条　条例第44条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、次の各号の区分による当該各号に掲げる届出書によって行わなければならない。

（１）　同条第１号から第８号の２までに規定する設備等の設置届出　炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書（様式第４号）

（２）　同条第９号から第12号までに規定する設備等の設置の届出　急速充電設備､燃料電池発電設備、発電設備、変電設備、蓄電池設備設置届出書（様式第５号）

（３）　同条第13号に規定する設備等の設置の届出　ネオン管灯設備設置届出書（様式第６号）

（４）　同条第14号に規定する設備等の設置の届出　水素ガスを充てんする気球設置届出書(様式第７号)

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第18条　条例第45条の規定による火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、次の各号の区分による当該各号に掲げる届出書によって行わなければならない。

（１）　同条第１号に規定する行為の届出　火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書（様式第８号）

（２）　同条第２号に規定する行為の届出　煙火打上げ、仕掛け届出書（様式第９号）

（３）　同条第３号に規定する行為の届出　催物開催届出書（様式第10号）

（４）　同条第４号に規定する行為の届出　水道断減水届出書（様式第11号）

（５）　同条第５号に規定する行為の届出　道路工事届出書（様式第12号）

（６）　同条第６号に規定する行為の届出　露店等の開設届出書（様式第12号の２）

２　前項第１号から第５号までに掲げる行為の届出は、やむを得ない場合に限り、当該届出書によらず口頭又は電話によることができるものとする。

（指定洞道等の届出）

第18条の２　条例第45条の２の規定による指定洞道等の届出は、指定洞道等届出書（様式第12号の３）によって行わなければならない。

（指定数量未満の危険物等貯蔵又は取扱いの届出等）

第19条　条例第46条第１項の規定による届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵取扱い届出書（様式第13号）によって行わなければならない。

２　条例第46条第２項の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱の廃止の届出は(様式第14号）によって行なわなければならない。

３　タンクにより危険物を貯蔵し又は取扱う場合には（様式第15号のイから様式第15号のニまで）による明細書を添付しなければならない。

４　条例第47条の規定による水張・水圧検査の申し出をしようとする者は（様式第16号）によって行わなければならない。

（水張・水圧検査証の交付）

第20条　消防長は、条例第47条による検査の結果、関係規定に適合していると認めるときは、少量危険物等タンク検査済証（様式第17号）を交付する。

（届出書等の提出部数）

第21条　条例及びこの規則の定めるところにより、申請又は届出を行う者は届出書等正副２通を所轄消防署長を経由して提出しなければならない。

２　消防長は、前項の届出書等を受理したときは、必要な調査又は検査を行い火災予防上及び消火活動上支障がないと認めるときは、当該届出書等の副本に承認済の印（様式第18号）、届出済の印（様式第19号）、検査済の印（様式第20号）のいずれかを押して申請者又は届出者に還付するものとする。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第22条　条例第48条第３項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第１（１）項から（４）項まで、（５）項イ、（６）項、（９）項イ、(16)項イ、(16の２)項及び(16の３)項に掲げる防火対象物で、法第17条第１項の政令で定める技術上の基準又は同条第２項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第４条第１項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

２　条例第48条第３項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

（公表の手続き）

第23条　条例第48条第１項の公表は、前条第１項の立入検査の結果を通知した日から30日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、筑西広域市町村圏事務組合公式ホームページへの掲載により行う。

２　前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

（１）　前条第２項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

（２）　前条第２項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）

（３）　その他消防長が必要と認める事項

（委任）

第24条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条の規定は、昭和57年１月１日から施行する。

（筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例施行規則の廃止）

２　筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例施行規則（昭和48年組合規則第５号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この規則施行の際、現に改正前の筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例施行規則の規定により届出又は検査済の印を受けて交付されている届出書等は、改正後の筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例施行規則の規定による届出済書又は届出検査済証書とみなす。

４　この規則施行の際、現に残存する改正前の用紙については、なお、当分の間、従前の例により使用することができる。

附　則（昭和 57 年 11 月 15 日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２年５月 19 日規則第７号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２年５月 23 日から施行する。

（届出に関する経過措置）

２　筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例附則第５条第４項の規定による届出は、少量危険物、準危険物、特殊可燃物貯蔵取扱届出除外届出であって、消防長が別に定める様式により行なわなければならない。

附　則（平成４年６月 30 日規則第３号）

（施行期日）

１　この規則は、平成４年７月１日から施行する。

２　この規則施行の際、現に残存する改正前の各様式については、所要の補正を加え、なお、当分の間使用することができる。

附　則（平成８年４月１日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 11 年７月 21 日規則第 10 号）

この規則は、平成 11 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 17 年 11 月１日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 19 年３月 29 日規則第２号）

この規則は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年 11 月 30 日規則第８号）

この規則は、平成 24 年 12 月１日から施行する。

附　則（平成 26 年 11 月 26 日規則第４号）

この規則は、平成 26 年 12 月１日から施行する。

附　則（平成 28 年６月 17 日規則第５号）

この規則は、平成 28 年７月１日から施行する。

附　則（平成 30 年３月８日規則第４号）

この規則は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則（平成 30 年 11 月 16 日規則第７号）

この規則は、平成 30 年 12 月１日から施行する。

附　則（令和元年７月 16 日規則第３号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、提出又は交付されたこの規則による改正前の各様式（以下「改正前様式」という。）は、この規則による改正後の各様式によりそれぞれ提出又は交付されたものとみなす。

３　施行日以後、現に存する改正前様式の用紙については、当分の間、所要の補正を施し、なお使用することができる。

附　則（令和３年 12 月 27 日規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表１（第５条関係）

火を使用する設備の火災予防上安全な距離

種別		保有距離			
		上方	側方及び後方	前方	
				固体燃料を使用する場合	固体燃料以外の燃料を使用する場合
炉	高温体	メートル以上 2.50	メートル以上 2.00	メートル以上 3.00	メートル以上 2.00
	中温体	1.50	1.00 （開放炉 1.50）	2.00	1.00
	低温体	1.00	0.50 （開放炉 1.00	1.50	0.70
熱風炉ストーブ		1.00 1.20	0.50 0.70	1.00 1.20	0.50 0.70
乾燥設備	大型	1.00	0.50	1.00	0.70
	小型	0.50	0.30	0.70	0.50
サウナ設備		1.00	0.50	0.50	0.50

備考

１　炉の高温体は、常時使用する温度が摂氏 800 度以上のものをいう。

２　炉の中温体は、常時使用する温度が摂氏 300 度以上摂氏 800 度未満のものをいう。

３　炉の低温体は、常時使用する温度が摂氏 300 度未満のものをいう。

４　乾燥設備の大型とは、乾燥庫又は室内等の据付け面積が１平方メートル以上のものをいう。

５　乾燥設備の小型とは、乾燥庫又は室内等の据付け面積が１平方メートル未満のものをいう。

６　ストーブとは、液体燃料ストーブ及び液体燃料ストーブ以外の移動式ストーブを除くすべてのストーブで、常時使用する温度が摂氏 200 度以上のものをいう。

別表２（第５条関係）

火を使用する器具の火災予防上安全な距離

種別	構造	保有距離	
		上方	周囲
移動式ストーブ		メートル以上 1.00	メートル以上 0.50 （方向型前方） 1.00
こんろ及びその他の器具	発熱部が露出している構造のもの	1.00	0.50
	発熱部が不燃材料で覆われている構造のもの	0.60	0.30

別表３（第７条関係）

変電設備等の周囲の保有距離

種別		保有距離			
		前面	背面	相互間	２列以上設ける場合の列の相互間
配電盤	高圧	メートル以上	メートル以上		メートル以上
		1.20	0.80		1.80
	低圧	メートル以上	メートル以上		メートル以上
		1.00	0.80		1.80
変圧器等		メートル以上		メートル以上	メートル以上
		0.60		0.10	1.00

別表３の２（第７条の２関係）

換気、点検及び整備に支障のない距離

保有距離を確保すべき部分	保有距離
前面及び操作面	1.0メートル以上
点検面	0.6メートル以上
換気面（注）	0.2メートル以上

（注）：前面、操作面又は点検面以外の面で、換気口の設けられている面をいう。

別表４（第８条関係）

根拠条文	標識の種類	規制事項	寸法		色	
			幅cm	長さcm	地	文字
条例第８条の３第１項及び第３項 条例第 11 条第１項第５号及び第３項 条例第 11 条の２第２項 条例第 12 条第２項及び第３項 条例第 13 条第２項及び第４項	燃料電池発電設備 変電設備 急速充電設備 発電設備 蓄電池設備	である旨の標識	15 以上	30 以上	白	黒
条例第 17 条第３号	水素ガスを充てんする気球の掲揚所の立入を表示した標識		30 以上	60 以上	赤	白
条例第 23 条第２項	「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」と表示する標識		25 以上	50 以上	赤(条例)	白(条例)
条例第 23 条第４項第２号	喫煙所である旨の標識		30 以上	50 以上	白	黒
条例第 31 条の２第２項第１号 条例第 33 条第１項第１号ロ及び第３項 条例第 34 条第２項第１号	少量危険物 可燃性液体類等 綿花類等	を取扱っている旨並びに危険物等の品名及び最大数量を記載した標識	30 以上	60 以上	白	黒
条例第 39 条第４号	定員表示板		30 以上	25 以上	白	黒
条例第 39 条第４号	満員札		50 以上	25 以上	赤	白

別表５（第８条関係）

根拠条文	掲示板の種類	規制事項	寸法		色	
			幅cm	長さcm	地	文字
条例第 31 条の２第２項第１号 条例第 33 条第１項第１号ロ及び第３項 条例第 34 条第２項第１号	禁水		30 以上	60 以上	青	白
	火気注意				赤	白
	火気厳禁				赤	白
	火気注意整理整頓				白	黒

様式第１号（第２条関係）

（　表　）

第　　号

立　入　検　査　証

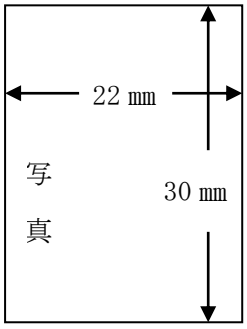

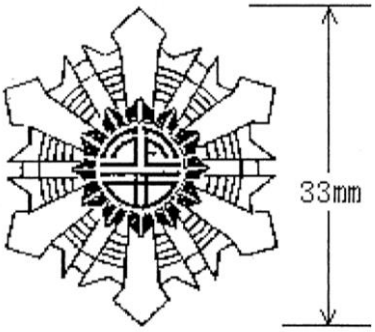

60 ㎜

筑西広域市町村圏事務組合消防本部消防長　　印

90 ㎜

（　裏　）

１　本証は、消防職員の身分を証明するものである。
２　本証は、消防法第４条第２項、第 16 条の５第３項又は第 34 条第２項に規定する立入検査を行なう消防職員が携帯する。

年　　月　　日　交付

階　　級	氏　　名

様式第２号（第９条関係）

喫　　煙
裸 火 使 用　申 請 書
危険物品持込

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

申請者
住　所
氏　名

喫　　煙
火災予防条例第２３条第１項ただし書きの規定により 裸 火 使 用 について承認を
危険物品持込
受けたいので、次のとおり申請します。

申請場所	所在地	電話		
	名称		用途	
	防火管理者氏名			
	階		階の用途	
うとする行為承認を受けよ	期間			
	理由			
	内容			
現場責任者	職・氏名			
消防用設備等の概要				
火災予防上講ずる措置	区画			
	措置			
その他必要事項				

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
３　※の欄は、記入しないこと。
４　申請場所の平面図を添付すること。

様式第２号の２（第 15 条の２関係）

少量危険物
指定可燃物等　特例適用申請書

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長　　様

申請者
住　所
（電話　　）
氏　名

火災予防条例第 34 条の３の規定により、基準の特例の適用を申請します。

貯蔵又は取扱いの場所	住　所	電話
	氏　名	
類、品名、最大数量		
申　請　事　項		
申請理由又は特例適用を受けるために講じる措置		
※　意　　見		
※　受　付　欄	※　経　過　欄	

備　考　１　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
２　※印欄は、記入しないこと。
３　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２号の３（第15条の３関係）

指 定 催 し の 指 定 通 知 書

第　　号
年　　月　　日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長　　印

筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例第42条の２第３項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教　示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において筑西広域市町村圏事務組合を代表する者は、筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。）。

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

様式第２号の４（第15条の４関係）

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長　　様

届出者
住　所
（電話　　）
氏　名（法人の場合は、名称及び代表者）

防火担当者
住　所
（電話　　）
氏　名

別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画を提出します。

指定催しの開催場所			
指定催しの名称			
開催期間	自　年　月　日 至　年　月　日	開催時間	開始　時　分 終了　時　分
一日当たりの人出予想人員		露店等の数	
使用火気等	□コンロ等の火を使用する器具　□ガソリン等の危険物 □その他（　　）		
その他必要な事項			

※　受付欄	※　経過欄

備考

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　□印のある欄には、該当の□印にレを付けること。

３　※印の欄は、記入しないこと。

様式第３号（イ）（第１６条関係）

防火対象物使用開始届出書

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

届出者
住　所
（電話　　）
氏　名

所　在　地	電話　　番				
名　　称		主要用途			
建築確認年月日		建築確認番号	第　　号		
※消防同意年月日		※消防同意番号	第　　号		
工事着手 年月日		工事完了（予定） 年　月　日		使用開始（予定） 年　月　日	
他の法令による 許認可					
敷地面積	㎡	建築面積	㎡	延面積	㎡
従業員数		公開時間又は従事時間			
屋外消火栓動力 消防ポンプ消防 用水の概要					
その他必要な 事　　項					

※　受付欄	※　経過欄

様式第３号（ロ）（第１６条関係）

防火対象物棟別概要（第　号）	用　途			構　造				
	種類／階別	床面積 ㎡	用　途	消防用設備等の概要				特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　同一敷地内に２以上の棟がある場合には、棟ごとに「様式第３号（ハ）防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
３　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
４　建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に２以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
５　消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
６　※印の欄は、記入しないこと。
７　防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

様式第３号（ハ）（第１６条関係）

防火対象物棟別概要追加書類

防火対象物棟別概要（第　号）	用途			構造				
	種類／階別	床面積 ㎡	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

防火対象物棟別概要（第　号）	用途			構造				
	種類／階別	床面積 ㎡	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

様式第４号（第１７条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機　　設置届出書
火花を生ずる設備・放電加工機

年　月　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

届出者
住所
（電話　　）

氏名

<table>
<tr><td rowspan="2">防火対象物</td><td>所在地</td><td colspan="3">電話　　番</td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="2"></td><td>主要用途</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">設置場所</td><td>用途</td><td></td><td>床面積</td><td>㎡</td><td rowspan="2">消防用設備等又は特殊消防用設備等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>構造</td><td></td><td>階層</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">届出設備</td><td>設備の種類</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>着工（予定）年月日</td><td colspan="2"></td><td>竣工（予定）年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>設備の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用する燃料・熱源・加工液</td><td colspan="2">種類</td><td colspan="3">使用量</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>安全装置</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">取扱責任者の職氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事施工者</td><td>住所</td><td colspan="5">電話　　番</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">※　受付欄</td><td colspan="4">※　経過欄</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
３　階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
４　設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
５　設備の概容欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
６　※印の欄は、記入しないこと。
７　当該設備の設計図書を添付すること。

様式第５号（第１７条関係）

急速充電設備
燃料電池発電設備
発電設備設置届出書
変電設備
蓄電池設備

年　月　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

届出者
住所
（電話　　）
氏名

防火対象物	所在地	電話番				
	名称		用途			
設置場所	構造	場所	床面積			
		屋内（　階）、屋外	㎡			
	消防用設備等又は特殊消防用設備等		不燃区画	有・無	換気設備	有・無
届出設備	電圧	V	全出力又は定格容量	kW AH・セル		
	着工（予定） 年　月　日		竣工（予定） 年　月　日			
	設備の概要	種別	キュービクル式（屋内・屋外）・その他			
主任技術者氏名						
工事施工者	住所	電話番				
	氏名					

※　受付欄	※　経過欄

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
３　電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
４　全出力又は定格容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。
５　設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
６　※印の欄は、記入しないこと。
７　当該設備の設計図書を添付すること。

様式第６号（第１７条関係）

ネオン管灯設備設置届出書

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

届出者
住所

（電話　　）

氏名

防対象火物	所在地	電話　　番		
	名称		用　途	
届出設備	設備容量			
	着工（予定） 年　月　日		竣工（予定） 年　月　日	
	設備の概要			
工事竣工者	住　　所	電話　　番		
	氏　　名			

※　受付欄	※　経過欄

備考　１　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
　　２　届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
　　３　※印の欄は記入しないこと。
　　４　当該設備の設計図書を添付すること。

様式第７号（第17条関係）

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

年　月　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部消防長　　様

届出者

住　所　　（電話　　番）

氏　名

設置請負者	住所 氏名	電話　　番					
看視人氏名							
設置期間	掲揚	自　　至					
	けい留	自　　至					
設置場所	地名地番						
	地上又は屋上の別		用途		立入禁止の方法		
充てん又は作業の方法		日時			場所		
		方法			ガス置場		
構造	気球型			直径		材質	
				体積		厚さ	
	揚綱	材質			太さ		
	電飾 電球の定格電圧		数		配線方式	直列・並列	
	電飾 電線の種類						
総重量					その他必要事項		
支持方法	掲揚						
	けい留						

※　受付欄	※　経過欄

備考

１　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

２　※印欄は記入しないこと。

３　設置場所附近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

様式第８号（第１８条関係）

火災とまぎらわしい煙又は火災
を発するおそれのある行為の

届出書

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

届出者
住　所
（電話　　番）
氏　名

発生予定日時	
発生場所	
燃焼物品名 及び数量	
目　　的	
その他必要な 事　　項	

※　受付欄	※　経過欄

備考　１　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
　　２　その他必要な事項には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
　　３　※印欄には記入しないこと。

様式第９号（第１８条関係）

打ち上げ
煙火
仕掛け　届出書

年　月　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

届出者
住　所
（電話　　）
氏　名

打上げ・仕掛け 予定日時	
打上げ・仕掛け 場所	
周囲の状況	
煙火の種類 及び数量	
目　的	
その他必要な 事　項	
打上げ・仕掛け に直接従事する 責任者氏名	

※　受付欄	※　経過欄

備考　１　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
　　２　その他必要な事項には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
　　３　※印欄には記入しないこと。
　　４　打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

様式第１０号（第１８条関係）

催　物　開　催　届　出　書

年　月　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

届出者
住所
（電話　　）
氏名

防火対象物	所在地			
	名称		本来の目的	
使用箇所	位置	面積	客席の構造	
		㎡		
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要			
使用目的				
使用期限		開催時間		
収容人員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員		
防火管理者氏名				
その他必要な事項				

※　受　付　欄	※　経　過　欄

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
　　３　※印の欄には、記入しないこと。
　　４　使用する防火対象物の略図を添付すること。

様式第１１号（第１８条関係）

断
水道　　水届出書
減

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

届出者
住　所
（電話　　）
氏　名

断 水　予定日報 減	
断 水　域 減	
工事場所	
理由	
現場責任者氏名	

※受付欄	※経過欄

備考　１　法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
２　※印の欄は記入しないこと。
３　断減水の略図を添付すること。

様式第１２号（第１８条関係）

道　路　工　事　届　出　書

年　月　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

届出者
住　所
（電話　　）
氏　名

工事予定日時	
路線及び箇所	
工事内容	
現場責任者氏名	

※受付欄	※経過欄

備考　１　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
　　２　※印の欄は記入しないこと。
　　３　工事施工区域の略図を添付すること。

様式第１２号の２（第１８条関係）

露 店 等 の 開 設 届 出 書

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

届出者
住　所
（電話　　）
氏　名

筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例第45条第６号の規定により、露店等の開設について届け出ます。

開設期間	自　年　月　日 至　年　月　日	営業時間	開始　時　分 終了　時　分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の設置本数	
現場責任者氏名	（電話　　）		

※　受　付　欄	※　経　過　欄

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
３　露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
４　※印の欄は、記入しないこと。

様式第１２号の３（第１８条の２関係）

指定洞道等届出書（新規・変更）

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

様

届出者
事業所名
（電話　　）
所在地
代表者氏名

設置者	法人の名称	
	代表者名	
洞道等の名称		
設置場所	起点	
	終点	
	経由地	
その他必要事項		

※受付欄	※経過欄

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　※印の欄は記入しないこと。
　　３　洞道等の径路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書を添付すること。

様式第１３号（第１９条関係）

少量危険物　貯　蔵
指定可燃物　取扱い

届出書

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

届出者
住所

（電話　　）

氏名

<table>
<tr><td rowspan="2">貯蔵又は取扱いの場所</td><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">類、品名及び最大数量</td><td>類</td><td>品名</td><td>最大貯蔵数量</td><td colspan="2">一日最大取扱数量</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>貯蔵又は取扱方法の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>貯蔵又は取扱場所の位置、構造及び設置の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>貯蔵又は取扱いの開始予定期日又は期間</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>その他必要な事項</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">※　受　付　欄</td><td colspan="3">※　経　過　欄</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
　　３　※印の欄には、記入しないこと。
　　４　使用する防火対象物の略図を添付すること。

様式第１４号（第１９条関係）

少量危険物　貯　蔵
廃止届出書
指定可燃物　取扱い

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

届出者
住所

（電話　　）

氏名

貯蔵又は取扱いの場所	所在地			
	名称			
類、品名及び最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
貯蔵又は取扱方法の概要				
貯蔵又は取扱場所の位置、構造及び設置の概要				
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要				
廃止年月日	年　　月　　日			
廃止理由				

※　受　付　欄	※　経　過　欄

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
　　３　※印の欄には、記入しないこと。
　　４　使用する防火対象物の略図を添付すること。

様式第１５号のイ（第１９条関係）

屋外タンク明細書

<table>
<tr><td colspan="2">事業の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">貯蔵する危険物の概要</td><td>引火点</td><td>℃</td><td>貯蔵温度</td><td colspan="2">℃</td></tr>
<tr><td colspan="2">基礎、据付方法の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">タンクの構造・設備</td><td>形状</td><td colspan="2"></td><td colspan="3">常圧・加圧（　　ｋＰａ）</td></tr>
<tr><td>寸法</td><td colspan="2"></td><td>容量</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>材質記号、板厚</td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通気管</td><td>種別</td><td colspan="2">数</td><td colspan="2">内径又は作動圧</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">㎜
ｋＰａ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">安全装置</td><td>種別</td><td colspan="2">数</td><td colspan="2">作動圧</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">ｋＰａ</td></tr>
<tr><td>液量表示装置等</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">引火防止装置</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td>底板の腐食防止措置</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">タンクの保温材の概要</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">注入口の位置</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">注入口の弁又はふた</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">防油堤</td><td colspan="3">構造</td><td>容量</td><td colspan="2">排水設備</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ポンプ設備の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">配管</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">消火設備</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">タンクの加熱設備</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事請負者
住所氏名</td><td colspan="5">電話</td></tr>
</table>

備考　　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１５号のロ（第１９条関係）

屋内タンク明細書

<table>
<tr><td colspan="2">事　業　の　概　要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">タンク専用室の構造</td><td>壁</td><td colspan="2"></td><td>床</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>柱</td><td colspan="2"></td><td>出入口</td><td colspan="2">（敷居高さ　　cm）</td></tr>
<tr><td>天　　井</td><td colspan="2"></td><td>ためます</td><td colspan="2">有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造</td><td>階　数</td><td></td><td>設置階</td><td></td><td>建築面積　　㎡</td></tr>
<tr><td>建築物の構造概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">タンクの構造・設備</td><td>形状</td><td colspan="2"></td><td colspan="3">常圧・加圧（　　ｋＰａ）</td></tr>
<tr><td>寸法</td><td colspan="2"></td><td>容　　量</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>材質記号、板厚</td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通気管</td><td>種　　別</td><td>数</td><td colspan="3">内径又は作動圧</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">㎜
ｋＰａ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">安全装置</td><td>種　　別</td><td>数</td><td colspan="3">作　動　圧</td></tr>
<tr><td colspan="5">ｋＰａ</td></tr>
<tr><td>液量表示装置等</td><td colspan="2"></td><td>引火防止装置</td><td colspan="2">有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">注入口の位置</td><td colspan="2"></td><td>注入口の弁又はふた</td><td colspan="2">有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">ポンプ設備の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">採光、照明設備</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">排気、排出の設備</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">配管</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">消火設備</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事請負者
住所氏名</td><td colspan="5">電話</td></tr>
</table>

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

様式第１５号のハ（第１９条関係）

地下タンク明細書

<table>
<tr><td colspan="2">事業の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">タンクの構造・設備</td><td>形状</td><td></td><td colspan="3">常圧・加圧（　　ｋＰａ）</td></tr>
<tr><td>寸法</td><td></td><td>容量</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>材質記号、板厚</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通気管</td><td>種別</td><td>数</td><td colspan="2">内径又は作動圧</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">㎜
ｋＰａ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">安全装置</td><td>種別</td><td>数</td><td colspan="2">作動圧</td></tr>
<tr><td colspan="4">ｋＰａ</td></tr>
<tr><td>可燃性蒸気回収設備</td><td colspan="4">有（　　）・無</td></tr>
<tr><td>液量表示装置等</td><td></td><td>引火防止装置</td><td colspan="2">有・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">注入口の位置</td><td></td><td>注入口の弁又は蓋</td><td colspan="2">有・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">ポンプ設備の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">タンク室又は危険物の漏れ防止構造の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">タンク室の省略工事</td><td>タンクの外面保護</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>基礎、固定方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">配管</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">電気設備</td><td></td><td>漏洩検査管</td><td colspan="2">有（　　箇所）・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">消火設備</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事請負者
住所氏名</td><td colspan="4">電話</td></tr>
</table>

備考　　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１５号のニ（第１９条関係）

移 動 タ ン ク 明 細 書

設置事業所名			
危険物	類別		
	品名		
	化学名		
タンク	内容積		ℓ
	内側寸法	長　さ	㎜
		幅	㎜
		高　さ	㎜
	材料	材質記号	
		引張り強さ	
	板厚	銅　板	
		鏡　板	
		間仕切板	
	さびどめ塗装		有
	タンクの固定方法		
	防波板	材質記号	
		引張り強さ	
		板　厚	
安全装置・作動圧力			
防護枠	材　質		
	板　厚		㎜
電気設備			有（　　）
非常閉鎖弁等			有　・　該当なし
接地導線			有　・　該当なし
自動溢流防止装置			有
受　皿			有
標　識			有
タンク製作所名			電話
その他必要事項			

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第１６号（第１９条関係）

少量危険物等タンク検査申出書

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

申請者
住　所
（電話　　）
氏　名

設置者	住　　所	電話	
	氏　　名		
設置場所			
タンク	形　　状		
	寸　　法		
構　造	材質記号及び板厚		
最大常用圧力			
検査の種類及び検査希望年月日		水張　・　水圧 年　月　日	
タンクの製造者及び製造年月日			
その他必要事項			
※　受付欄		※　経過欄	※　手数料欄
		検査年月日 検査番号	

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
　　２　法人にあっては、その名称、代表者、主たる事務所の所在地を記入すること。
　　３　申請書には、タンクの構造明細書を２部添付すること。
　　４　※印の欄は記入しないこと。

様式第１７号（第２０条関係）

少量危険物等タンク検査済証

正

<table>
<tr><td colspan="2">水張又は水圧検査の別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">検査圧力</td><td colspan="3">ＫＰａ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">タンクの構造</td><td>形　　状</td><td></td><td>容　　量</td><td></td></tr>
<tr><td>寸　　法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>材質記号及び板厚</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">製造者及び製造年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">検査番号　　第　　号

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長　　印</td></tr>
</table>

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

副

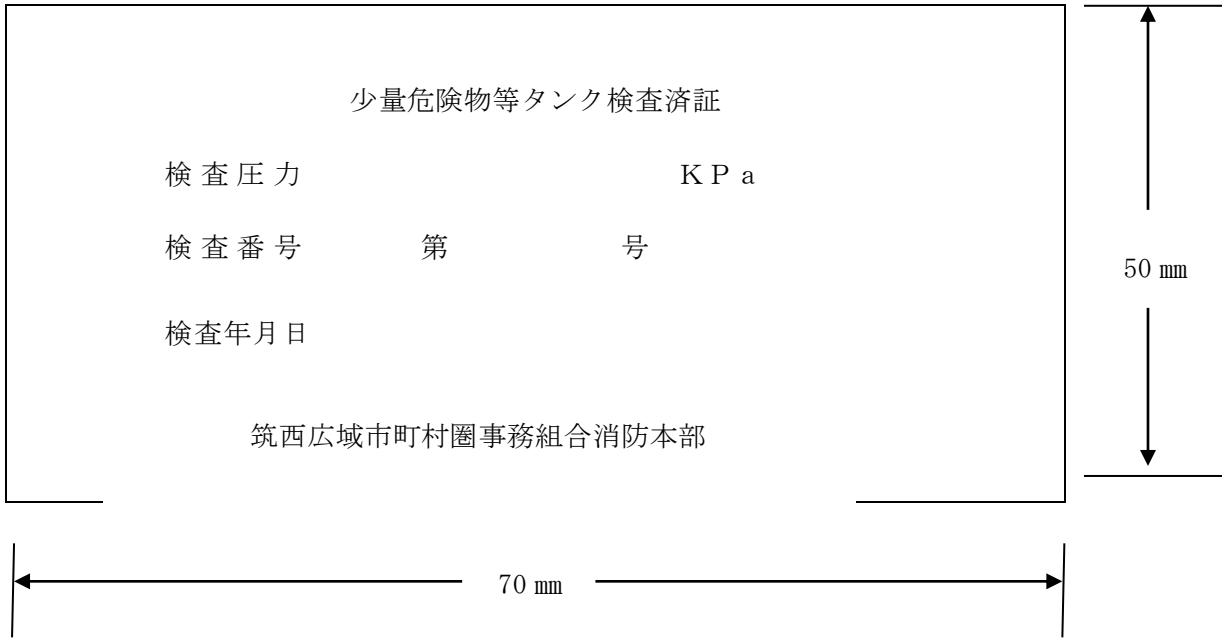
少量危険物等タンク検査済証
検 査 圧 力　　ＫＰａ
検 査 番 号　　第　　号
検査年月日
筑西広域市町村圏事務組合消防本部
50 ㎜
70 ㎜

様式第 18 号（第 21 条関係）

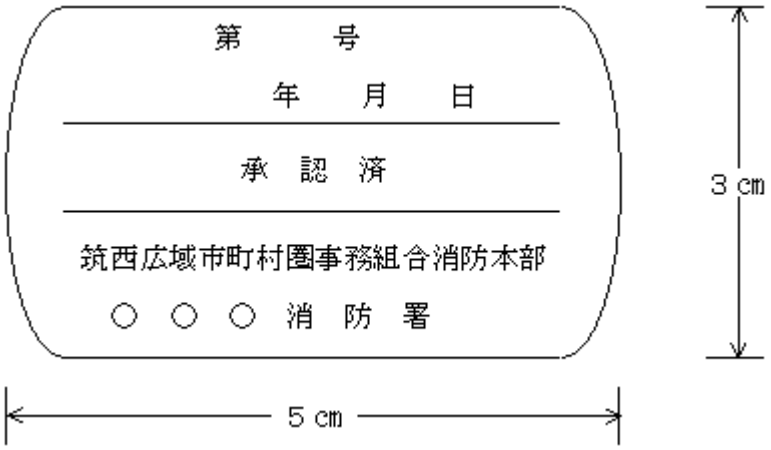

様式第 19 号（第 21 条関係）

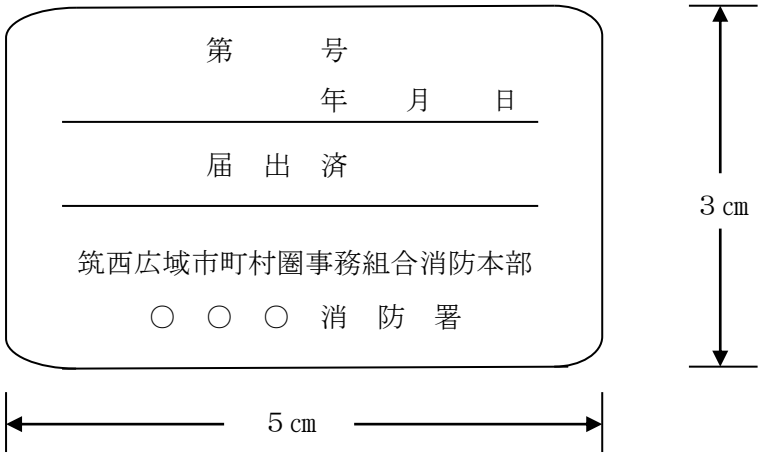
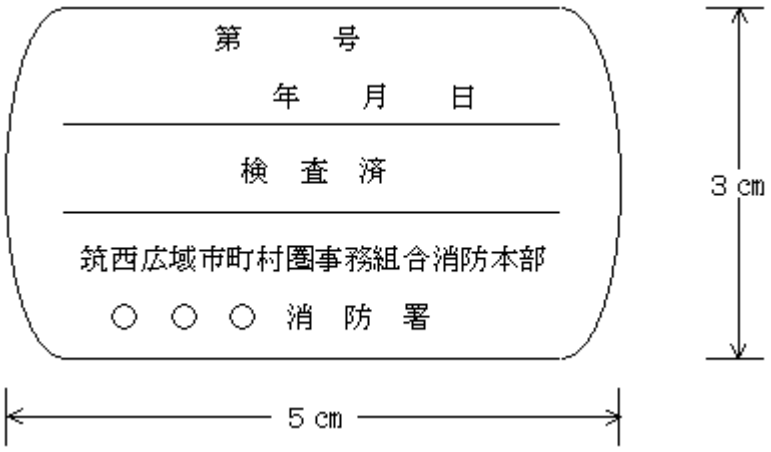
様式第 20 号（第 21 条関係）